

## 令和7年度教員人材確保策調査研究業務委託 業務説明資料

### 1 委託業務名

令和7年度教員人材確保策調査研究業務委託

### 2 調査目的

少子高齢化により、生産年齢人口が減少し、多くの産業で人材不足が深刻化している状況において、「教員」の確保も当然に全国的に厳しさを増している。

教員人材確保が難しいのは、子どもが減る一方で、教員の必要数は、全国的に少人数教育や特別支援教育の推進のために、増加傾向が続いているところにある。

教員の過重労働、教員採用試験受験者数の減、代替教員の未配置などが問題となる中で、国も、教員の働き方改革を推進するために、少子化で自然減少していく教員定数を、少人数学級や特別支援教育、チーム担任制等、新たな施策に転換することで、人員規模の維持・拡充を進めているが、多くの産業において人材不足に拍車が掛かっている状況では、必要な担い手を確保しきれない現状がある。

一口に人材不足と言っても、サポート的な業務を含めて非常勤講師・職員の担い手・雇用者数は増え続けている。足りていないのは「フルタイム・常勤」人材であり、この不足が深刻である。

教員人材確保策の一つとして、令和5年度からは、文部科学省が、教員採用試験の早期化・複線化といった対応を全国の教育委員会に促してきたこともあり、現在、教員採用試験を取り巻く環境は、かつてない程急激に複雑化している。各教育委員会も、民間や他の公務員職、他自治体の教育委員会との確保競争が激しくなる中で、大学3年生からの受験制度など、あの手この手で選考方法の見直し等の確保策を重ねている。

試験日程の早期化や複数回実施、受験要件の緩和、試験内容の削減などだけでなく、新しいところでは、採用者の「奨学金の返還支援」といった施策もいくつかの自治体が打ち出しているが、それらの効果検証はまだ十分に行えていない状況にある。

そのような状況にあって、本市が「教えるなら横浜」として、教員志望者に選ばれ続けるためには、採用選考のさらなる見直しをはじめ、市の教育施策や横浜で教員になることの魅力を戦略的かつ効果的にプロモーションし、受験促進を図り続けていく必要がある。

本調査では、教員志望者の「受験・就労意欲」として、本市を含めた各自治体の特徴的な教員人材確保策の現状の把握及び効果検証、また、本市が行う教員採用プロモーションの受験意欲に対する影響度などについて調査・分析を行うことで、新たな教員人材確保策を立案するための基礎資料とすることを目的とする。

### 3 調査内容

#### (1) インナーブランディング調査

「現職の横浜市の教員」(約 500 人)を対象に、受験・就労意欲に関わる横浜の教育のブランド力をあらわす指標の設定、現状の把握及び分析を行う。その際、以下の調査・分析を必ず含めることとし、今後経年で比較できるデータとなるようにすること。

ア 受験・就労意欲に関わる横浜の教育のブランド力（横浜を就職先に選んだ理由、働き続ける理由等）をあらわす指標（愛着度・推奨度（後輩に推奨できる内容））の設定、現状把握

イ 本市の教育の特徴、取組の認知度及び魅力度

ウ 本市が行う教員採用プロモーションについての認知度、就労意欲に対する影響度

#### (2) 教員養成機関への調査

本市教員採用試験において大学推薦等で合格実績のある大学(約 150 校)を対象に、「教えるなら横浜」という受験意欲に関わる横浜の教育のブランド力をあらわす指標の設定、現状の把握及び分析を行う。その際、以下の調査・分析を必ず含めることとし、今後経年で比較できるデータとなるようにすること。

ア 教職課程を履修している学生数の推移や、教職課程を履修しているが教職を選択しなかった新卒者の数、その理由（不安点や優先度）、近年の傾向、及び教職と競合している業種とその理由

イ 受験意欲に関わる横浜の教育のブランド力（出身・地元ではないのに横浜を就職先の候補に考えた理由、または考えられなかった理由）をあらわす指標の設定、現状の把握・他都市比較

ウ 横浜の教員採用の競合となりうる自治体（主に次の 3 つの圏域の自治体とする【首都圏、近畿圏、中京圏】）と比較したうえでの、横浜で教員になることのポジショニング（強み、メリット）の分析

エ 本市及び他都市の特徴的な取組（独自の採用選考、奨学金返還支援制度等）の認知度、その効果及び魅力度の検証

#### (3) その他

ア (1) の調査にあたり、出身地と経験年数別（採用後 5 年以内）、新卒採用者や社会人歴がある採用者等の別での分析が十分にできるようにすること。

イ (2) の調査にあたり、大学の選出は委託者が行い、受託者に情報を提供する。

ウ (1)、(2) の調査・分析にあたり、受託者は必要に応じて、教育関係の大学教授等、有識者へのヒアリングも行うこととする。

エ (1)、(2) の調査にあたり、本市における採用試験の特徴的な取組や受験者推移、プロモーション資料等は、参加意向申出書を提出し、提案資格を満たす者に提供する。

オ 教員採用に関する全国的な動向等については、下記の資料等を参考すること。

- ・文部科学省 公立学校教員採用  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/senkou/1243155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1243155.htm)
- ・時事通信社 教員採用試験対策サイト 教育・採用関連ニュース  
<https://book.jiji.com/information/news/>
- ・東京学芸大学先端教育人材育成推進機構ブックレット 1  
『教員需給を考える「教師不足」「ブラック言説」「教職の魅力」』

#### 4 委託内容

受託者は調査目的を最も高い精度で達成できる調査方法を提案することとし、具体的な方法については委託者と協議のうえ決定する。

##### (1) 調査の準備

- ・仮説及び調査条件の設定

仮説及び調査条件の設定にあたっては、調査目的を十分に達成できる設定を提案すること。

##### (2) 調査の実施

- ・調査の実施
- ・調査回答の回収

回収にあたっては、極端に短時間での回答、質問趣旨に沿わない不適切な回答や重複回答を除去する等、調査回答の質を担保するための対策を講じること。

- ・調査モニターからの問合せ等対応

##### (3) 分析、報告

調査の結果を踏まえたうえで、集計、分析、報告書の作成を行う。

###### ア 集計、分析の実施（単純集計、クロス集計等）

調査目的や設問等を踏まえて、適した分析手法等を提案した上で実施すること。

###### イ 次年度以降の調査手法提案

- ・調査及び有識者ヒアリングの結果を踏まえ、本調査で測定した指標を経年で継続的かつ効果的に分析できる調査手法を概算の金額を含めまとめること。
- ・詳細については委託者と協議したうえで決定する。

###### ウ 報告書の作成

委託者と協議した上で記載内容を決定すること。

#### 5 スケジュール（予定）

令和7年7月 契約締結及び調査項目検討、調査票作成

8月 調査実施

～10月 集計・分析

11月 中間報告

令和8年1月 報告書内容検討

2月 報告書納品

## 6 成果品

- (1) ローデータ・レイアウトデータ 各1式【CSV形式・EXCEL形式】
- (2) 単純集計データ（ウエイトバックあり及びなし） 各1式【CSV形式・EXCEL形式】
- (3) クロス集計データ（ウエイトバックあり） 1式【CSV形式・EXCEL形式】  
なお、地域別・性別・年代別の分析は必ず行うこと。
- (4) 報告書
  - ア 製本冊子 A4版・5部
  - イ 電子データ 1式 ※形式は、委託者と協議の上で決定すること。
- (5) 市ウェブサイト公開用調査結果データ 1式【CSV形式・EXCEL形式】
- (6) 実査における調査票データ 1式 ※形式は、委託者と協議の上で決定すること。
- (7) その他（個票データなど） 各1式 ※形式は、委託者と協議の上で決定すること。

## 7 履行場所

横浜市教育委員会教職員人事課 任用係

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 11階

TEL 045-671-3246 / E-MAIL ky-kyoinsaiyou@city.yokohama.lg.jp

## 8 納入期限

令和8年2月末日

## 9 特記事項

- (1) 本仕様書に定められていない事項については、委託者と協議の上、指示を受けること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、作業方法及び進行状況について、委託者に適宜連絡すること。
- (3) 契約の履行にあたっては、委託契約約款を遵守すること。
- (4) 個人情報の取り扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報取扱特記事項第2条第4項に基づき安全管理措置報告書（第1号様式）を提出するとともに、同特記事項第10条に基づき研修の実施及び報告書・誓約書（第2号様式）を提出すること。
- (5) その他トラブル等、委託者への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに連絡の上、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。

- (6) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。
- (7) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (8) 本業務の実施に伴い、制作した成果物の著作権等の権利については全て委託者に帰属するものとする